

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 について

1.趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）の施行に伴い、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を制定するもの。

2.概要

- (1) 法第 2 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業又は同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業とすることとする。
- (2) 市町村は、法第 16 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 7 項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 4 項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況

障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因

障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

市町村が行った対応

障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

- (3) 法第 20 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
 - 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
- (4) 市町村は、法第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 8 項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。
- 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - 使用者による虐待を行った使用者（法第 2 条第 5 項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - 市町村が行った対応
 - 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (5) 都道府県は、法第 22 条第 1 項の規定による通報、同条第 2 項の規定による届出又は法第 23 条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。
- 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - 都道府県及び市町村が行った対応
 - 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (6) 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員である障害者について

て行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

(7) 法第 28 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

使用者による虐待があった事業所の業種及び規模

使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(8) 法第 30 条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 日に保育する乳幼児（児童福祉法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児又は同項第 2 号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が 5 人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

ホ 設置者の 4 親等内の親族である乳幼児の数

ヘ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の 20 対象となる乳幼児の数

児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

半年を限度として臨時に設置される施設

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

(9) その他所要の改正を行うこととする。

3. 施行日

平成 24 年 10 月 1 日